

2021年12月23日

逗子市

子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て
世帯への臨時特別給付金)について
全額現金での支給を年内に開始します。

国の実施する子育て世帯への臨時特別給付金について、逗子市では、全額現金により年内に支給を開始します。

●支給時期

- 1 逗子市から令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給を受けている方
 - ・児童手当を支給している金融機関の口座に、次のとおり振り込みます。
先行分（一人当たり5万円） 令和3年12月24日（金）
追加分（一人当たり5万円） 令和3年12月27日（月）
- 2 令和3年9月30日現在で高校生等の児童のみを監護する方、公務員の方など
 - ・令和4年1月以降、申請を受け、1回の申請で一人当たり10万円を指定口座へ振り込みます。

* 2の方の申請用紙等は、準備が整い次第、逗子市ホームページに掲載します。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課 島貫・坂本

電話：046-873-1111 内線535